

令和6年度 優秀建設工事表彰

令和6年度那覇市上下水道局優秀建設工事表彰を受けられた皆様に、心からお祝い申し上げます。
令和6年度においては、令和5年度に完了した優秀建設工事8件（12社）を選定し表彰いたしました。

令和6年度 那覇市上下水道局優秀建設工事表彰式



工事名	業者名	工事名	業者名
令和3年度豊見城配水池建設工事	國場組・丸憲・尚平 工業 共同企業体	令和4年度5工区牧志地内公共下水道（雨水）工事	株式会社 ぐすく建設
令和4年度豊見城配水池電気計装設備工事	大協電気工事 株式会社	令和4年度11工区宇栄原地内公共下水道（雨水）工事	株式会社 鏡原組
令和5年度真地配水池塗装工事	沖縄総建・野村建設・大満土建 共同企業体	令和4年度15工区寄宮地内公共下水道（雨水）工事	株式会社 七和
令和4年度1工区首里山川町地内公共下水道（汚水）工事	有限会社 沖縄スイケン	令和5年度10工区宇栄原地内公共下水道（雨水）工事	株式会社 新建

【お問い合わせ】総務課 TEL：941-7809 FAX：941-7829

あなたも上下水道モニターになってみませんか？

上下水道局では、上下水道事業への理解を深めていただき、サービスの向上と効率的な事業運営の推進を目的として、毎年4月から5月末までの期間、那覇市上下水道モニターを募集しています。



施設見学の様子

モニター会議ではみなさまのご意見やご提案をお伺いする機会となっており、施設見学では、普段経験することがない貴重な体験ができます。参加実績に応じた、謝礼金もごさいます。ご興味のある方は、4月上旬に上下水道局のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】総務課
TEL:941-7801 FAX:941-7821



Q：みなさまにお配りする大切な水をたくわえる那覇市の配水池は、何か所あるでしょうか？

A.5か所 B.7か所 C.17か所

こちらからも応募できます。➡

※ご利用にあたっては、那覇市オンライン申請システムの利用登録が必要です。



答えがわかった方は、ハガキかFAX、Eメールで
①答え ②住所 ③氏名 ④電話番号 ⑤本誌の感想
をご記入のうえ、以下のあて先までお送りください。
正解者の中から抽選で10名様に図書カード
（1,000円分）を贈呈します。（当選者の発表は商品の
発送をもってかえさせていただきます）

〒900-0006
那覇市おもろまち1-1-1 那覇市上下水道局総務課
FAX：098-941-7821
Eメール：w-sou001@city.naha.lg.jp

令和7年2月28日（金）※当日消印有効

※ご応募の際に得た個人情報は、当選者への商品の発送以外に使用
することはありません。

なはの水

vol.32
2025.2



北部ダム統合管理事務所 提供

水道料金改定のお知らせ （令和7年6月分～）

目次

水道料金等の口座振替を推奨しています……………	1	水道料金改定内容のお知らせ……………	5～6
漏水について……………	2	令和5年度決算のあらまし……………	7～8
防災訓練の様子……………	3	令和6年度水道水定期水質検査結果……………	9
水道工事での断水や管連結作業の紹介……………	3	各家庭に届くまでの水道水の経路と各施設・配水管の紹介 ……	10
下水道施設の耐震化工事の紹介・マンホールトイレの紹介 ……	4	令和6年度優秀建設工事表彰 他……………	11

上下水道の使用開始・中止・使用者の名義変更、料金に関すること、口座振替等のお問い合わせはこちらへ

上下水道局お客様センター TEL：941-7804/941-7834 FAX：941-7824

業務時間 月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日を除く）
午前8時30分から午後6時まで



「みずフラッサ」は那覇市
上下水道局庁舎の愛称です。

発行 那覇市上下水道局
所在地 〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号
<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>



限りある 水資源を 大切に！

水道料金等のお支払いは 口座振替を推奨しています！



お支払いのために金融機関窓口やコンビニエンスストアに行く必要がなく、
毎月自動で引き落としを行うので、支払い忘れの心配がありません。

収納事務手数料、納付書の作成費、郵送料等の費用を削減できます。

口座振替による支払い
(低コスト)

納付書による支払い
(高コスト)

上下水道局としては、費用が抑えられる上に、安定的に収入が確保できることから、低廉な水道料金等で効率的に事業を運営することができます。口座振替利用が増えることは、現役世代だけでなく、将来世代の負担軽減にも繋がります。口座振替制度についてのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

(参考：令和5年度の納付方法別割合 口座振替：74.6% 納付書：25.4%)

口座振替のお手続き方法

A インターネットでのお申し込み (Web口座振替受付サービス)

パソコンやスマートフォン等
端末からインターネットを利用
してお申し込みできます。



●口座振替依頼書の記入や金融機関お届け印
は必要ありません。

●24時間申し込みが可能です。
※システムメンテナンス等により、
一時的に利用できない場合があります。



お手続きはこちらから→

【サービスをご利用いただけるお客様】

●普通預金キャッシュカードをお持ちの個人のお客様
※法人名義の口座は本サービスをご利用いただけません。

B 口座振替依頼書(紙)でのお申し込み

口座振替依頼書に必要事項を記入いただき、
取扱金融機関または上下水道局お客様セン
ターへご提出ください。

※ゆうちょ銀行については、
お客様センターで受付できませんので、
ゆうちょ銀行窓口へご提出ください。



●口座振替依頼書は、お客様セン
ターへご連絡いただけましたら返信
用封筒と一緒にご自宅等へ郵送い
たします。



こちらから依頼することもできます↑

【お申し込みに必要なもの】

- 通帳またはキャッシュカード ●水道番号(9桁)が分かるもの(検針票、納付書等)
- 金融機関お届け印(Aの場合は不要)

【口座振替可能な金融機関】

- 琉球銀行 ●沖縄銀行 ●沖縄海邦銀行 ●鹿児島銀行 ●みずほ銀行(※)
 - コザ信用金庫 ●沖縄県労働金庫 ●ゆうちょ銀行 ●JAおきなわ(※)
- ※みずほ銀行、JAおきなわについては、Aの方法でお申し込みできません。

【お問い合わせ】上下水道局お客様センター TEL：941-7804 FAX：941-7824

漏水について 水漏れ調べと修理



上下水道局では資源の有効利用に資するため、日々漏水防止業務に努めております。
ポンプ場や配水池からみなさまの家へ送られる途中で、大切な水が水道管から漏れていることがあります。
そのため水漏れがないかパトロールをしたり、水漏れがないか調査して、早めに修理をしています。
みなさまも、道を歩いていて、水漏れを見つけたら、すぐに水道管理課までご連絡をお願い致します。



ろめんおんちようちようさ
路面音聴調査



おんちようちようさ
音聴棒調査



発見された水もれ

水もれがあると小石がはねるような音が聞こえます。

漏水修繕について

晴れた日でも路面が濡れている、普段は流れていない
水路や側溝にきれいな水が流れている時などは、地下に
埋まっている水道管からの漏水の可能性があります。

漏水は、水という大切な資源を無駄にしまうだけ
でなく、工事による断水や、道路陥没などの二次災害をひ
きおこし、みなさまの日常生活に大きな影響を及ぼす危
険があります。

そのため上下水道局では、24時間365日対応できる体
制を整えております。

道路上で漏水を発見されましたら、すぐに水道管理課
までご連絡をお願い致します。



漏水箇所発見



漏れて噴き出す漏水



修繕完了

ご家庭で行える水漏れチェック

「請求金額がいつもより高くなった」との問い合わせがよくあります。
その原因の1つに水漏れがあります。
自分でできる水漏れチェックについてご紹介します。

水漏れチェック方法

- 1 家庭内にある蛇口を全て閉めます。
 - 2 水を使わない状態で水道メーターのパイロットが回転していれば水漏れの可能性があります。
- ※タンクのある家庭は、満水になるまで待ちます。(30分～1時間程度)



水漏れ箇所が確認できる場合

指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。
指定事業者の一覧は、上下水道局ホームページに掲載しています。
なお、修理代金はお客様の負担となります。
修理の見積りは、業者により見積金額が大きく違う場合もありますので複数の指定
事業者から取ることをおすすめします。
●指定業者の一覧表をホームページで確認できない方には、ご連絡いただければ
お届けします。

水漏れ箇所が確認できない場合

- 共同住宅(アパート、マンション等)、病院、ホテル、各種公共施設、営利事業所に
ついては、管理者(所有者・管理事務所・不動産会社)に連絡してください。
- 戸建て住宅にお住まいの方は、水道管理課までご相談下さい。



【お問い合わせ】水道管理課 TEL：941-7805 FAX：941-7825

令和6年度那覇市上下水道局防災訓練

上下水道局では災害時の初動体制の確立と危機管理意識の向上を図るため、令和6年11月16日（土）、強い地震発生を想定した防災訓練を上下水道局庁舎と災害用備蓄倉庫、新都心公園の3か所で実施しました。

庁舎での訓練では「職員の参集訓練」「対策本部設置訓練」にはじまり、被害状況、断水状況等へ対応するため那覇市上下水道局危機管理計画に基づき、「配水運用計画の作成」や「管路応急復旧計画の作成」等の訓練を行いました。

また、災害用備蓄倉庫、新都心公園では災害時に応援協定を結んでいる団体（お客様センター、那覇市管工事協同組合、日本下水道管路管理業協会九州支部沖縄県支部）のみなさまにご参加いただき、応急給水車や公園の地下にある緊急貯水槽を使用し給水袋へ水を入れる「応急給水訓練」、マンホールの上にトイレを組み立てる「マンホールトイレ設置訓練」を実施しました。



今後も定期的に独自の訓練を実施し、防災体制の強化に努めてまいります。

【お問い合わせ】総務課 TEL：941-7801 FAX：941-7821

水道工事に伴う断水のご協力願い

上下水道局では、古い配水管から耐食性・耐久性・耐震性に優れている配水管へ取り替える工事を進めております。工事に伴い、一時的な断水が必要となる場合がございますが、工事の円滑な進行と安定的な水の供給を実現するため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。長時間の断水が生じる場合は、仮設管を設置して、利用者へ水の供給を行います。

古い配水管を撤去して、新しい配水管を連結した写真です。既設管撤去工事及び新設管との連結工事の際に断水が生じます。断水が生じる際は、文書等にて事前に通知します。



工事終了後、通水させる際には消火栓にて水を放出させ管内を洗浄します（洗管作業）。



【お問い合わせ】水道工務課 TEL：941-7807 FAX：941-7827

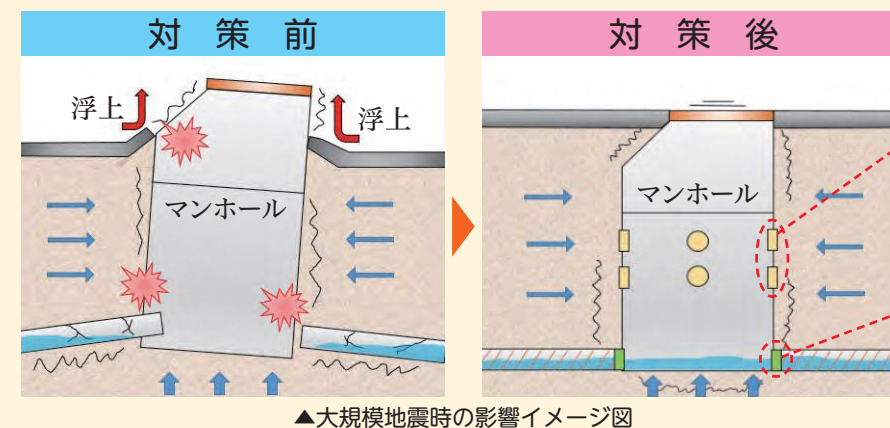
那覇市下水道の耐震化への取り組み

那覇市の公共下水道は、昭和40年に初めて工事に着手していますが、初期に整備された下水道管路は、全体の約15.9%が50年以上経過（令和5年3月時点）しています。

老朽化が進行するとともに初期に整備された下水道管は、耐震性が不十分な箇所があります。そこで、大地震の際にも安心して下水道を使うように、緊急性が高い重要な下水道管（幹線）から老朽管の更新やマンホールの耐震化等を進めています。

大規模な地震が発生した場合、下水道施設が破損すると道路上に汚水が溢れたり、トイレが使用できなくなるほか、液状化による下水道管の損壊、マンホールの浮き上がりなどといった被害が報告されています。

そこで、マンホール浮上防止対策やマンホールと下水道管の接続部を柔軟にする管口可とう化対策及び管を補強する管更生工法などを行っています。



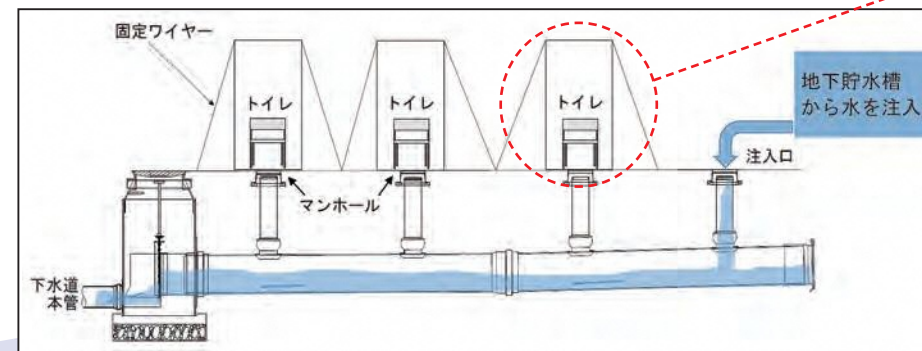
▲マンホール浮上防止対策



▲管口可とう化対策

マンホールトイレの紹介

災害時に広域避難所として指定されている新都心公園内には、園路沿いにマンホールトイレ30基を整備しています。マンホールトイレは災害時に仮設トイレが設置されるまでの緊急用のトイレであり、使用する際は小型マンホールの蓋を開けてその上に簡易トイレと TENT 等を設置して使います。



▲マンホールトイレのしくみ



▲マンホールトイレ写真（新都心公園）

【お問い合わせ】下水道課 TEL：941-7808 FAX：941-7828

CHECK 水道料金改定のお知らせ

本市は水源や浄水場を所有していないため、すべての水道水を沖縄県企業局（以下「県企業局」という。）から購入して市内へ供給しております。つまり、県企業局は卸しで本市水道局は小売のような関係にあります。その県企業局の水道料金が、令和6年10月から段階的に増額改定され、最終的には約33%の増額改定となります。県水道料金の改定は本市水道事業に多大な負担となりこのままでは事業の継続ができなくなることから、県水道料金改定に対応して、**本市の水道料金を改定いたします。**

今回、県水道料金が段階的に改定されることから本市水道料金改定も令和7年6月から**段階的に改定を行います**。具体的には**令和7年6月分（平均改定率12.6%）、令和8年4月分（平均改定率18.1%）**の2回の改定を行います。（平均改定率は、令和5年度決算と比較しています。）

なお、県水道料金は令和6年10月からの改定ですが、本市は令和7年5月までの8か月間は本市水道料金改定を行わずに水道使用者の負担軽減を図ります。

【改定スケジュール】

項目	年	令和7年												令和8年											
		(月)												(月)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	～			
那覇市料金改定							令和7年6月	(1回目)								令和8年4月	(2回目)								
		現行料金						改定率 12.6%増									改定率 5.5%増								

令和7年6月分の水道料金等の請求は2か月後の令和7年8月です。

【改定 水道料金表】

(税抜き)

メーターの口径	基本料金 (変更なし)	従量料金 (1㎡につき)		令和7年6月分～ 令和8年3月分まで	令和8年4月分～
		使用水量 (㎡)	現行料金		
13mm 及び 20mm	574円	5まで	50円	66円	73円
		5を超え10まで	95円	111円	118円
		10を超え15まで	133円	156円	166円
		15を超え25まで	160円	183円	193円
		25を超え35まで	198円	221円	231円
25mm	1,556円	35を超え50まで	231円	265円	282円
		50を超え100まで	257円	291円	308円
		100を超え300まで	280円	317円	332円
		300を超えるもの	297円	334円	349円
40mm	3,852円	50まで	231円	265円	282円
		50を超え100まで	257円	291円	308円
		100を超え300まで	280円	317円	332円
		300を超えるもの	297円	334円	349円
50mm	9,139円	100まで	257円	291円	308円
75mm	20,028円	100を超え300まで	280円	317円	332円
		300を超えるもの	297円	334円	349円
100mm	53,278円	300まで	280円	317円	332円
150mm以上	95,926円	300を超えるもの	297円	334円	349円
公衆浴場用	口径毎の基本料金	1㎡につき	65円	88円	98円
私設消火栓	-	1個1回20分につき	2,454円	2,672円	2,792円
船舶給水栓	-	1㎡につき	297円	334円	349円
臨時給水栓	-	1㎡につき	297円	334円	349円

今回の改定では、基本料金の変更はありません、従量料金のみを改定します。
また、下水道使用料については、料金の改定はありません。

令和7年6月分から水道料金を改定します (次回改定は令和8年4月分から)

【水道料金の計算方法】

$$\text{水道料金} = \text{基本料金①}^{※1} + \text{従量料金②}^{※2} + \text{消費税③}$$

※1 基本料金： 使用水量の有無に関わらず、水道メーターの口径や用途に応じて発生する料金

※2 従量料金： 使用水量に応じて発生する料金

水道料金計算例

令和7年6月分からの新料金表を適用し 口径 20 mmで1か月 20㎡の水道水を使用した場合

基本料金 574円① …… 基本料金は口径によって異なります (P5料金表参照)

従量料金 2,580円② ……

従量料金は使用水量によって単価が異なります (P5料金表参照)

使用水量	①単価	水量	従量料金
1㎡～ 5㎡	66円	× 5㎡	= 330円
6㎡～ 10㎡	111円	× 5㎡	= 555円
11㎡～ 15㎡	156円	× 5㎡	= 780円
16㎡～ 25㎡	183円	× 5㎡	= 915円

計 20㎡ 合計 2,580円②

消費税 315円③ …… (574円① + 2,580円②) × 10% = 315円

消費税は小数以下切り捨て

$$\text{水道料金 } 3,469\text{円} = \text{574円①} + \text{2,580円②} + \text{315円③}$$

下水道を利用している方は下水道使用料を合計した額を請求いたします。

【改定後の水道料金目安】

(税込み)

メーターの口径	水量 / 月	現行料金	令和7年6月分から		令和8年4月分から		備考※3
			改定後料金	増額	改定後料金	増額 (現行比較)	
13mm 及び 20mm	5㎡	906円	994円	88円	1,032円	126円	単身世帯
	10㎡	1,428円	1,604円	176円	1,681円	253円	2人世帯
	15㎡	2,160円	2,462円	302円	2,594円	434円	3人世帯
	20㎡	3,040円	3,469円	429円	3,656円	616円	4人世帯
	30㎡	5,009円	5,691円	682円	5,988円	979円	6人世帯
25mm	50㎡	10,990円	12,359円	1,369円	12,992円	2,002円	事業者など 月の水量は、口径ごとの平均的な水量を示しています。
40mm	200㎡	61,877円	69,687円	7,810円	73,207円	11,330円	
50mm	600㎡	197,932円	222,022円	24,090円	232,142円	34,210円	
75mm	1,000㎡	340,590円	380,960円	40,370円	397,680円	57,090円	
100mm	3,000㎡	1,033,095円	1,155,195円	122,100円	1,204,695円	171,600円	
150mm	4,000㎡	1,406,708円	1,569,508円	162,800円	1,635,508円	228,800円	

※3 世帯人数は目安です。(1月で1人4～7㎡程度の使用水量が想定されます。)

下水道を利用している方は下水道使用料を合計した額を請求いたします。

【料金改定の詳細については、ホームページをご覧ください▶】

新料金の「料金早見表」は上下水道局のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス：<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>



【お問い合わせ】企画経営課 TEL：941-7802 FAX：941-7821



水道マスコットキャラクター
「Dr.すいどー」



令和5年度決算のあらまし

下水道マスコットキャラクター
「スライイ」



水道事業

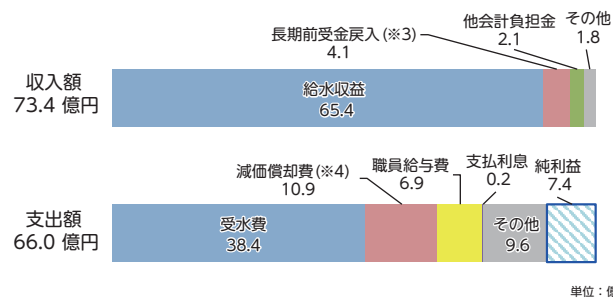
令和5年度の水道事業は、16万9,790戸の一般世帯等へ3,757万9,021 m³の水を供給しました。このうち、水道料金の対象となった水量（有収水量）は3,593万5,890 m³で、有収率は95.63%となっています。また、建設工事については、水道管布設延長2,001.7mの工事を行い水道施設の整備拡充に努めています。

収益的収支（※1）（税抜き）

総事業収益 73.4 億円に対して、総事業費用 66.0 億円となり、純利益 7.4 億円を計上しています。

収益的収入は、水道料金である給水収益が大部分を占め 65.4 億円、長期前受金戻入（※3）が 4.1 億円、他会計負担金が 2.1 億円等となっています。

収益的支出は、県からの浄水購入費である受水費が 38.4 億円、減価償却費（※4）が 10.9 億円、職員給与と費が 6.9 億円等となっています。

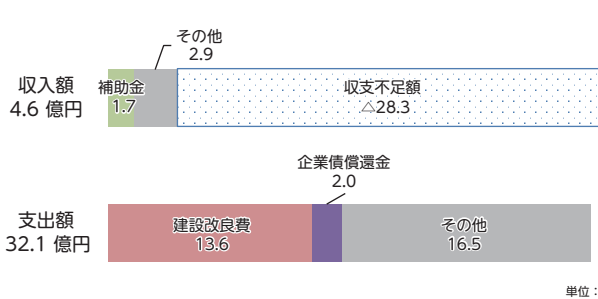


資本的収支（※2）（税込み）

資本的収入 4.6 億円に対して、資本的支出 32.1 億円となっています。不足分は、減価償却費などで企業の内部に留保された資金で補てんしています。

資本的収入は、補助金が 1.7 億円等となっています。（このうち 0.8 億円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額となっています。）

資本的支出は、建設改良費が 13.6 億円、企業債償還金が 2.0 億円等となっています。

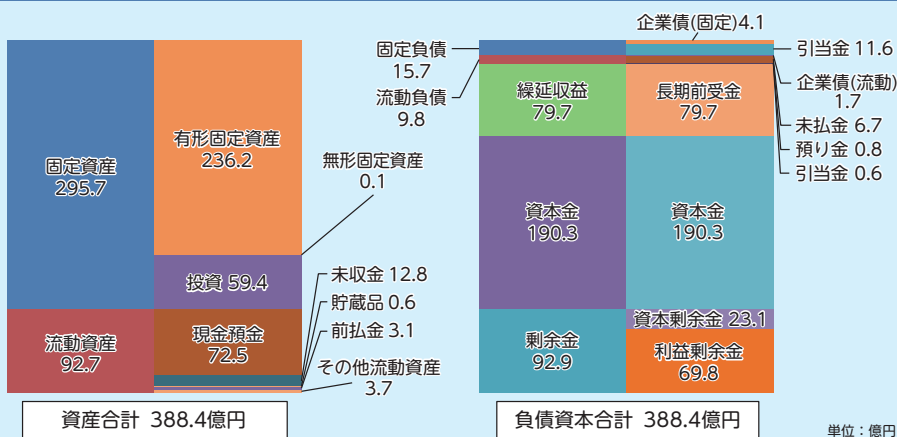


貸借対照表（※5）

令和6年3月31日時点の水道事業の財政状態は次のとおりです。

資産は、水道施設等の有形固定資産が 236.2 億円、水道施設の更新財源等となる現金預金が 72.5 億円等となっています。

負債及び資本は、資産を取得する際の調達源泉を示しており、償却資産の取得又は改良に充てた補助金等である長期前受金が 79.7 億円、企業債が 5.8 億円等となっております。



利益の処分（※6）

令和5年度に生じた純利益 7.4 億円については、利益処分を行わず、全額を未処分利益剰余金として繰り越します。

用語解説

※1 収益的収支

各年度の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を発生の実態を基準として計上します。

※2 資本的収支

施設を新設・更新等するための財源と経費のほか、企業債の元金償還金等も計上します。

※3 長期前受金戻入

償却資産を取得又は改良する際に財源として受入れた補助金等は長期前受金として整理され、償却資産を減価償却する際に収益として計上します。現金収入を伴わないので、減価償却費等から生じる内部留保金を減額させることになります。

※4 減価償却費

償却資産の価値の減少分を費用として計上します。現金支出を伴わない費用で、損益勘定留保資金として企業の内部に留保され資本的支出の財源となります。

※5 貸借対照表

企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書で、バランスシートともいいます。

※6 利益の処分

毎事業年度に生じた利益の使い道を定めることです。処分は条例で定める方法によるほか、議会の議決を経て行われます。

下水道事業

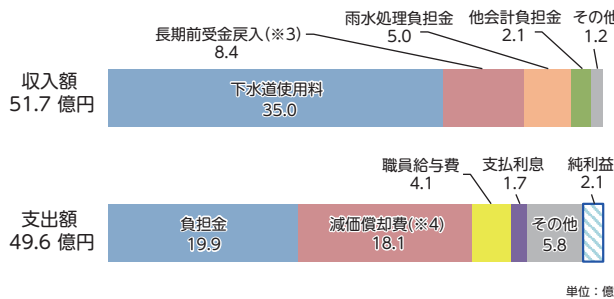
令和5年度の下水道事業は、16万1,657戸から排出された汚水3,493万1,765 m³を処理しました。行政人口に対する下水道の普及率は98.3%で、処理区域内の接続率は97.0%となっています。また、建設工事については、下水道管渠総延長1,172.9mの工事を行い汚水処理未普及地区の解消や浸水対策等に努めています。

収益的収支（※1）（税抜き）

総事業収益 51.7 億円に対して、総事業費用 49.6 億円となり、純利益 2.1 億円を計上しています。

収益的収入は、下水道使用料が 35.0 億円、長期前受金戻入（※3）が 8.4 億円、雨水処理負担金が 5.0 億円、他会計負担金が 2.1 億円等となっています。

収益的支出は、流域で下水道を処理する負担金が 19.9 億円、減価償却費（※4）が 18.1 億円、職員給与と費が 4.1 億円、支払利息が 1.7 億円等となっています。

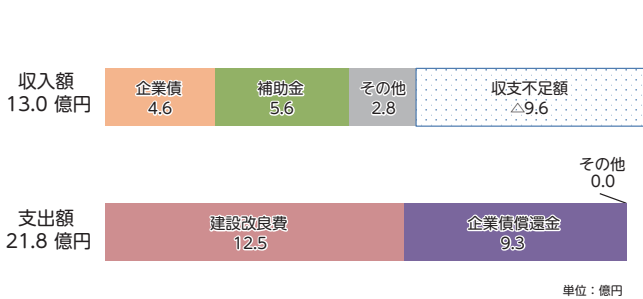


資本的収支（※2）（税込み）

資本的収入 13.0 億円に対して、資本的支出 21.8 億円となっています。不足分は、減価償却費などで企業の内部に留保された資金で補てんしています。

資本的収入は、企業債が 4.6 億円、補助金が 5.6 億円等となっています。（このうち 0.8 億円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額となっています。）

資本的支出は、建設改良費が 12.5 億円、企業債償還金が 9.3 億円等となっています。

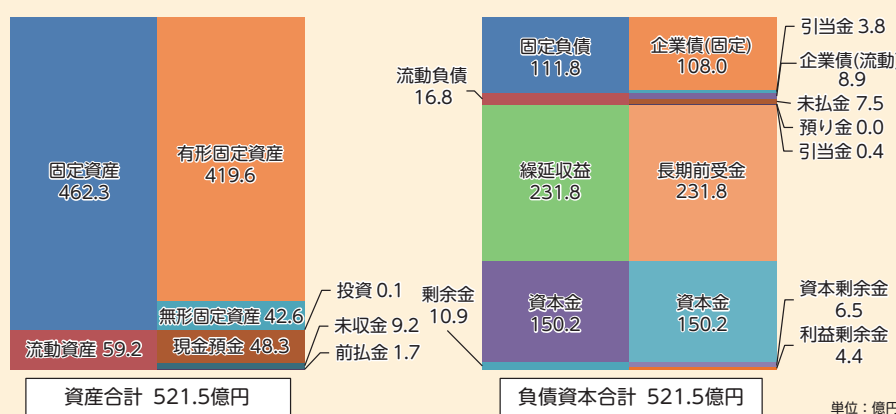


貸借対照表（※5）

令和6年3月31日時点の下水道事業の財政状態は次のとおりです。

資産は、下水道施設等の有形固定資産が 419.6 億円、下水道施設の更新財源等となる現金預金が 48.3 億円等となっています。

負債及び資本は、資産を取得する際の調達源泉を示しており、償却資産の取得又は改良に充てた補助金等である長期前受金が 231.8 億円、企業債が 116.9 億円等となっております。



利益の処分（※6）

令和5年度に生じた純利益 2.1 億円を減債積立金に積み立てることを市議会へ提案し、令和6年10月に議決を得ました。

令和6年度水道水定期水質検査結果

～安全・安心 那覇市の水道水～

- 水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を毎日及び定期的を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- 令和6年度に実施した水道水の全基準項目検査結果は以下のとおりです。最新の検査結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所のうち5か所を掲載しています。
- 全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。



▲10か所全ての検査結果はこちらをご覧ください

■表中の＜[数値]＞は、[数値]未満の意味です。

法定基準項目（8月定期検査）

番号	項 目 名	水道水質基準等	検 査 結 果（給水栓水）					備 考
			県企業局西原浄水場系統			県企業局北谷浄水場系統		
			末吉公園	識名南公園	小祿南風公園	ちゅらまち公園	壺川中公園	
1	一般細菌	100 個以下 /mL	0	0	0	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	無機物質・金属類
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.03	0.03	0.04	0.24	0.23	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.01	0.01	0.01	0.06	0.06	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	一般有機物質
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.06	0.07	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.015	0.015	0.016	0.0047	0.0050	消毒副生成物
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.002	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.011	0.012	0.013	0.016	0.016	
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.044	0.046	0.049	0.038	0.037	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.005	0.005	0.005	<0.002	<0.002	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.016	0.017	0.018	0.011	0.011	
30	ブromoホルム	0.09 mg/L 以下	0.0017	0.0020	0.0024	0.0062	0.0060	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	金属類
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.05	0.06	0.05	0.03	0.03	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	16.7	19.2	17.2	21.2	25.2	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	18.1	18.6	19.0	22.9	22.5	無機物質
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	24	26	24	73	76	
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	83	81	77	143	124	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	有機物質
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000004	0.000004	0.000003	<0.000001	<0.000001	臭気物質
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	有機物質
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物（全有機炭素の量）	3 mg/L 以下	1.0	1.0	1.0	0.8	0.7	
47	pH値	5.8 以上、8.6 以下	7.3	7.5	7.6	7.5	7.4	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	基礎的性状
51	濁度	2 度以下	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	
上記水質基準項目検査結果の判定			水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	

遊離残留塩素	0.1 mg/L 以上（注）	0.5	0.6	0.4	0.5	0.5	衛生的措置
--------	----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-------

（注）残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく「衛生上の措置」のための基準です。

※上下水道局ではPFOS等の水質検査を3か月に1回行っており、令和6年度のPFOS及びPFOAの合計値は、右表のとおりです。暫定目標値50ng/L以下を下回っており、水道水が安全なレベルであることを確認しています。

なお、PFOS等の検査結果の詳細は、上下水道局ホームページにも掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください▶



令和6年度 那覇市の水質検査結果（PFOS及びPFOAの合計値）

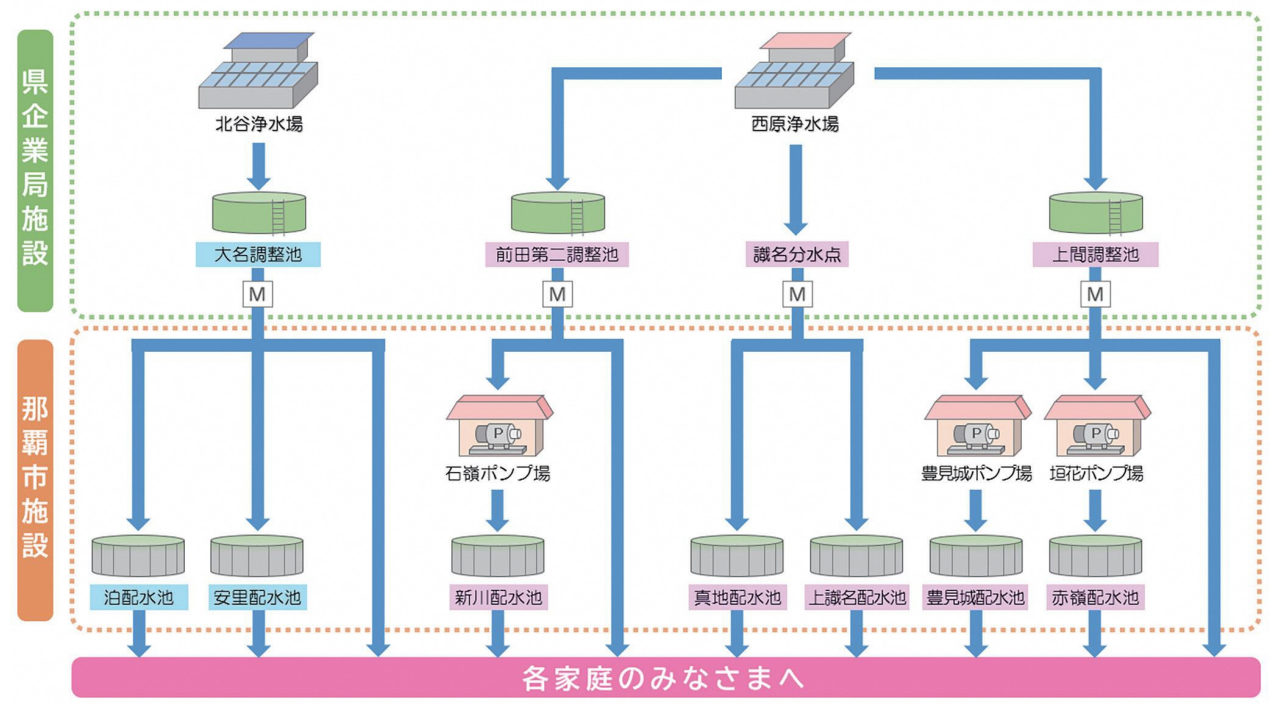
	採水場所	暫定目標値	採水日			
			2月5日	5月9日	8月9日	11月6日
北谷浄水場系統	大名調整池系（天久ちゅらまち公園）	50ng/L 以下	1ng/L 未満	1ng/L	3ng/L	3ng/L
西原浄水場系統	前田第二調整池系（末吉公園）		1ng/L 未満	—	1ng/L 未満	—

【お問い合わせ】配水課 TEL：941-7806 FAX：941-7826

各家庭に届くまでの水道水の経路と各施設



〈施設系統図〉



那覇市の水は全て沖縄県企業局より購入し、県企業局の3か所の調整池と1か所の分水分点、那覇市の3か所のポンプ場と7か所の配水池を経由して、各家庭に届いています。
調整池も配水池もタンクのことで、役割と場所で名称が異なります。分岐点とは分岐した管路のことでメーターがついています。

【お問い合わせ】配水課 TEL：941-7806 FAX：941-7826

口径別水道管紹介

上下水道局では、安定的な水の供給を実現するため、様々な口径の水道管を利用しています。那覇市が管理している水道管を口径別に写真と共に紹介します。なお、新設している水道管は耐震管となっております。



口径 250mm の配水管

φ100mm～φ250mmの水道管は、配水管^(※1)の中でも主に配水管に分類されており、利用者へ水を供給する役割を持ち、給水管^(※2)へ繋がっています。



口径 600mm の配水本管

φ300mm以上の水道管は、配水管の中でも主に配水本管に分類されており、水を配水管へ送水する役割を持っています。



口径 1,200mm の送水管

那覇市が使用している最大の口径φ1,200mmの水道管です。

※1 配水管…配水池から水を輸送、分配、供給する機能を持っており、上下水道局が管理している水道管。那覇市内全域に網の目のように布設されている。
※2 給水管…配水管から水を各家庭、施設、事業所へ供給する機能を持っており、利用者が設置及び管理している水道管。

【お問い合わせ】水道工務課 TEL：941-7807 FAX：941-7827